

寄附による控除

個人

- 所得税からの控除：(寄附金額 - 2,000 円) × 所得税率
- 住民税からの控除：①住民税の基本控除額 + ②住民税の特例控除額
 - ①住民税の基本控除額：(寄附金額 - 2,000 円) × 10%
 - ②住民税特例控除額：(寄附金額 - 2,000 円) × (90% - 所得税率)

* 寄附金額が 2,000 円以下の場合には軽減されません。

(例) 所得税率 10%の人が 30,000 円を寄附した場合

寄附金額 30,000 円

実質負担額 2,000 円	所得税の還付 2,800 円	住民税の控除 25,200 円
税控除金額 28,000 円		

企業

- 法人税：寄附金の全額を損金算入として取り扱うことができます。
- 地方税：法人税の取扱いが反映されます。

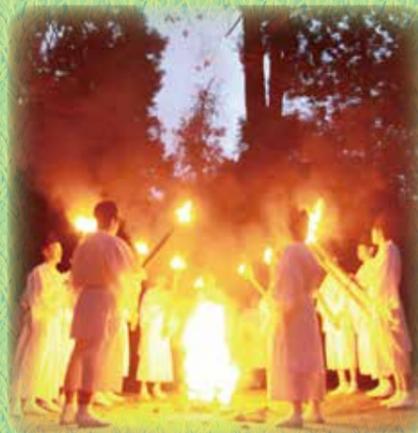
納付可能場所

南都銀行(本支店)、奈良県農業協同組合(本支店)、奈良信用金庫(本支店)、奈良中央信用金庫(本支店)
みずほ銀行(本支店)、三井住友銀行(本支店)、三菱UFJ銀行(本支店)、りそな銀行(本支店)ほか

- ▶ 税額控除には、確定申告が必要です。
(確定申告の義務がない方は、市町村への住民税申告により適用を受けられます。)
- ▶ 1月1日から12月31日までに行った寄附について、領収書や払込控え等を確定申告書等に添付し、**翌年の3月15日まで**に最寄りの税務署に確定申告をしてください。



みなさまからの
温かいご支援を
お願いいたします。



奈良公園 基金への寄附のお願い

～更なる奈良の魅力向上にご協力ください～

寄附の方法については、裏面または奈良公園室ホームページ、もしくは下記へお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 奈良県県土マネジメント部 地域デザイン推進局 奈良公園室

TEL : 0742-27-8677 FAX : 0742-22-7832

URL : <http://www.pref.nara.jp/37152.htm>

奈良公園 基金



奈良公園観光地域活性化基金について

奈良公園は、1880年の公園開設以来、整備や拡張を繰り返しながら、貴重な歴史・文化遺産と調和するとともに周辺市街地や社寺等とバランスを保ち、世界に誇れる特別な公園として親しまれています。

『奈良公園観光地域活性化基金』は、みなさまからの寄附金を財源として、伝統行事又は観光振興事業、文化財の修復事業、歴史的建造物の再建事業、その他奈良公園の観光資源としての価値を高める事業を支援することにより、奈良公園及びその周辺地域の活性化を図ることを目的としています。

基金番号1 しあわせ回廊なら瑠璃絵

- 実施団体：なら瑠璃絵実行委員会
- 期間：2月8日～14日
- 概要：春日大社・興福寺・東大寺の三社寺を幻想的な光の道でつなぎ、美しい瑠璃絵の世界に皆様を誘います。
- 活用方法：新たな会場設営やイベント事業などに活用いたします。



基金番号2 なら燈花会

- 実施団体：NPO法人 なら燈花会の会
- 期間：8月5日～14日
- 概要：奈良公園一帯で行われる20年以上続く奈良の夏の風物詩です。期間中は毎日、ろうそく一つ一つに灯りがともされます。
- 活用方法：会場のデザインやイベント事業などに活用いたします。



基金番号3 若草山焼き行事

- 実施団体：若草山焼き行事実行委員会
- 期間：1月第4土曜日
- 概要：若草山全体が炎に包まれる古都奈良に早春を告げる伝統行事です。県下最大級の大花火も打ち上げます。
- 活用方法：100年以上続く伝統行事やイベント事業などに活用いたします。



基金番号4 天然記念物「奈良のシカ」の保護育成事業

- 実施団体：一般財団法人 奈良の鹿愛護会
- 期間：通年
- 概要：国の天然記念物である奈良のシカの保護育成やシカの魅力や保護について伝える普及活動などを行います。
- 活用方法：江戸時代から続く角ぎりなどの伝統行事やシカの保護育成などに活用いたします。



基金番号5 春日山原始林保全再生事業

- 実施団体：春日山原始林を未来へつなぐ会
- 期間：通年
- 概要：千年以上もの間守られてきた、世界遺産「春日山原始林」を未来世代へつなぐため、守り育む活動を行います。
- 活用方法：後継樹の保全再生や樹木が枯死する対策などに活用いたします。



寄附の方法と仕組み

○寄附の方法

①納付書の入手

奈良県奈良公園室や各事業主体へ請求していただければお送りします。
(奈良県奈良公園室：0742-27-8677)

②納付書への記入

入手した納付書の表紙の記入の手順に従って、必要事項を記入してください。
※寄附者のお名前等の情報を事業主体へ提供することをご希望の方は納付書の「同意する」に○を付けてください。
※寄附にかかる個人情報適正に管理し、奈良公園観光地域活性化基金に関する事務以外には使用しません。

③納付方法

必要事項を記入した納付書を「指定金融機関」(納付書裏面をご参照ください)へ持参し、納付書に記入した寄附金額を納付してください。(指定金融機関をご利用の場合、手数料等は必要ありません。)

○寄附の活用方法について

①皆様からのご寄附

②奈良県よりご希望いただいた事業への助成

指定された事業が廃止又は抹消されていた場合、他の事業に等分するとともに、端数については、基金制度の推進に活用いたします。

なお、その場合でも寄附金は返還できませんので、ご了承ください。

※寄附金の一部(5%)は、基金制度の推進のために活用させていただきます。

③各事業主体がそれぞれの事業への活用